

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があつた。

令和七年八月一八日

神奈川県選挙管理委員会
委員長 保 阪 努

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出
をした者の氏名

取消年月日

後藤 吾郎

後藤吾郎を応援する会

七、 六、一〇

吉永 優耶

吉永優耶と横浜の未来を担う次世代の会

七、 六、一三